

一般社団法人 海部郡医師会会議規則

1 本会の成立及び開会

第1条 本会会員は招集の通知により指定された日時場所に参会しなければならない。病気その他の事故のため参会することができない時はその旨会長に届出ると共に委任状を提出するものとする。

第2条 本会議が成立した時は議長が開会を宣告する。

2 会期及びその延長

第3条 本会議の期日は1日とし午後1時に始める。但し時宜に依り時間を変更又は延長する事ができる。

3 議事日程

第4条 議長は議事日程を定め会議のへき頭にこれを報告しなければならない。

第5条 議長が議事日程の変更を必要と認める時又は変更の動議があるときは会議にはかり討論を用いずこれを決する。会長から緊急事項として要求があつたときは議長は直ちに議事日程を変更する事ができる。

4 議 事

第6条 議事を開く時は議長は先ず書記に議案を朗読せしめる。但し議長又は会議の意見でこれを省略する事ができる。

第7条 本会員の発案又は議案に対する修正その他の動議は2人以上の賛成がなければ議題とする事ができない。

第8条 議長は数案を一括して会議に附することができる。但し異議ある時は会議にはかり討論を用いずこれを決するものとする。

第9条 議事は第3読会を経て確定議とする。但し議長は会議にはかり読会を省略することができる。

第10条 第1読会は議案の質問及び総体の可否を決し、総体が否決した時はその議案は廃棄したものとする。

第11条 第2読会は議案を逐条審議してこれを決する。

第12条 第3読会では第2読会で議決したものを議題として議案全体の可否を決する。

第13条 会議に関する疑義は議長が決し異議ある時は会議の決する所による。

第14条 すべて否決された案件は同一会議に再びこれを提出することはできない。

5 発 言

第15条 議案に対し発言しようとする者は挙手を以って発言を求め議長の応ずるのを待つ

て発言するものとする。

第 16 条 議長が討論する時はその職務を代理する者に議長席をゆずり議席に着き発言しなければならない。

6 決 議

第 17 条 可否を決するには起立又は挙手を以ってするを例とし、書記がこれを点検しその決定は議長がこれを宣言する。

第 18 条 弁論が終わらなくても議長が論旨既につきたりと認める時は会議にはかり討論を用いずにその決を採ることができる。発言がまだつきなくとも会員が討論終結の動議を提出し 2 人以上の賛成がある時は議長は会議にはかり討論を用いずこれを決することができる。

7 委 員

第 19 条 議案その他の事項を審査修正又は起案するため、議長の意見又は本会員 2 人以上の要求に依って会議にはかり委員を設けることができる。委員は会議の承認を得なければその任を辞する事ができない。

第 20 条 委員は委員長を互選する。

第 21 条 委員長は委員会を招集し委員会の議長となる。

第 22 条 議長は委員会の議事に参与する事ができる。但し議決に加わる事はできない。

第 23 条 委員長は委員会の経過及び結果を本会議に報告しなければならない。

第 24 条 委員会の議決は定款及び本規定を準用する。

8 会 議 録

第 25 条 議長は、会議録を作り会議の顛末を記さいし会議録署名者と共に署名捺印する。

第 26 条 会議録署名者は 2 人とし出席会員中より議長が指名する。

附 則

第 27 条 本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。